

平成21年6月29日

株主の皆様へ

株式会社ダイナシティ
代表取締役 吉田 雅浩

弊社民事再生手続に伴う弊社株式のお取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、弊社の民事再生手続における債権者集会在平成21年5月27日に開催され、弊社が作成・提出した再生計画案(弊社が債権者から債務免除を受けること等を内容としております。)が賛成多数により可決されました。同日、東京地方裁判所が再生計画の認可決定を行っており、平成21年6月20日に認可決定が確定いたしました。

認可決定が確定したことに伴い、再生計画に規定された内容に従い、裁判所の許可のもと、平成21年6月29日付で、発行済株式全部の自己株式取得および100パーセント減資が実施されました。これにより、これまで長きにわたり弊社を支えてくださいました株主の皆様におかれましては、誠に遺憾ながら、株主としての権利が失われることとなります。弊社の民事再生手続に伴い、多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを謹んでお詫び申し上げます。

なお、100パーセント減資に伴う弊社株式のお取扱いは、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

敬 具

記

■弊社による株式取得および消却の効力発生日

平成21年6月29日

■お手元に株券をお持ちである場合

お手元の株券につきましては、弊社宛にご返却いただく必要はありません。

■お手元に株券をお持ちでない場合

特に手続は不要です。

■税法上のお取扱いについて

次の①および②その他一定の要件を満たす株主様が、みなし譲渡損失として他の株式の譲渡益と通算し、確定申告を行うためには、一定の手続が必要となります。

- ①平成21年1月5日まで証券会社の開設する特定管理口座に弊社株式を預け入れていること
- ②弊社株式(特定管理口座以外で管理されていたものも含む)について、平成21年1月5日以降、株式の消却の日までの間に売買していないこと

税制上のお取扱いに関する具体的な内容につきましては、特定管理口座を開設した証券会社もしくは最寄の税務署に、ご相談くださいますようお願いいたします。

<本通知のお問合せ先>

〒107-0052

東京都港区赤坂2-17-22 赤坂ツインタワー1階

株式会社ダイナシティ 総務部

電話 03 (6234) 6281

以上